

# モンキーズサッカークラブ規約

## 第1条(名称)

本クラブは名称を、モンキーズサッカークラブとする。

## 第2条(目的)

本クラブの目的は、サッカーを通じて相互秩序の精神に基づき友情を深め、礼儀正しく、健康的な肉体と健全な精神を養う事にある。

## 第3条(構成)

本クラブは、クラブ員の登録人員による構成とする。

## 第4条(運営)

- ① 実質的な運営は事務局・指導者が父母会の協力のもと行うものとする。
- ② 父母会代表1名を置く。  
※父母会代表選任については、留年・学年問わず推薦とする。

## 第5条(入退部・休部・除籍)

### 入退部

- ① 新規加入は本規約に賛同し、且つ事務局の承認を得て決定するものとする。
- ② 退部については、事務局に退部届の提出とともに申し入れるものとする。
- ③ 退部後の部費は、返金しないこととする。

### 休部

- ① 万一、傷病等の理由で1ヶ月以上の休部を希望する者は、休部届を事務局に提出すること。
- ② 休部後、月初め1日より31日までを1ヶ月単位として部費を免除する。  
尚、部費については納入された分は返金せず翌月に繰り越すこととする。

### 除籍

- ① クラブ員もしくは保護者が下記事項に該当する場合、総監督と事務局で協議の上『除籍』等の処分を行うことができる。指導者の場合も同様に、総監督と事務局で協議の上、同処分を行うことができる。
  - ・ 社会的モラルを著しく逸脱し、改善する意思を見せない場合。
  - ・ 指導者並びにクラブ関係者の和を著しく乱す行為があった場合。
  - ・ 本規約の主旨に反する言動、行動等または、クラブの名誉や信用を傷つける行為があった場合。
  - ・ 指導者並びにクラブ関係者に対する批判、中傷、個人情報流布に類する行為があった場合。

## 第 6 条(活動)

本規約 2 条に定める目的を達成するため、次の活動を行う。

- ① 定期総会の開催は、父母会全員の参加を前提とし年 1 回を原則とする。  
父母会の提唱により、臨時総会を開催することができる。
- ② 指導者は、少年サッカー活動に理解があり、本クラブの目的に賛同する者を任ずる。また、指導者は総監督と事務局の協議にて承認された者に限る。
- ③ 練習活動の実施は、指導者の一任とする。
- ④ 試合活動への参加は、3 年生以上のクラブ員は県登録し、市内及び近郊で開催される競技にはできる限り参加する。上記活動に伴う移動は父母会にて行い、移動中の事故および活動中のケガに対しては原則としてスポーツ保険を適応し、個人的な責任を問わないものとする。指導者は、引率のみとする。
- ⑤ 本クラブ活動以外で他クラブ活動を行う場合は、本クラブ活動を優先し、支障(※)がない範囲で行うこと。ただし、学校、子供会にかかわるものは除く。  
※支障…モンキーズが定めた練習日・試合日程を優先し、他のクラブ活動のために休まない(遅刻、早退を含む)こと。
- ⑥ その他、懇親活動の開催を行う。

## 第 7 条(部費)

- ① 円滑な運営のため、下記の月次部費を 4 ヶ月分まとめて振込みをする。

部費	年長	1,000 円/月
	1・2 年生	1,500 円/月
	3・4 年生	1,900 円/月
	5・6 年生	2,600 円/月
- ② 必要な場合は、臨時部費等を現金で徴収することもある。
- ③ 会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とし定期総会に於いて会計報告する。

## 第 8 条(付則)

- ① 本規約は父母協議のうえ、総会にて改定・補充する事ができる。
- ② 本改訂版は 2022 年 4 月より発行実施する。

## 【その他】

- ☆ 試合時の配車を父母にお願いすることがあります。
- ☆ 作野公民館、他練習会場までのクラブ員の移動の安全は保護者にて確保していただくようお願いいたします。